令和７年１１月１３日

[redacted]　殿

日本大学通信教育部
（教　務　課）

お問い合わせに対する回答について

標記のことについて，令和７年１１月１０日付け文書でいただいた御質問に対し，以下のとおり回答いたします。

１　回答内容

本学通信教育部は通信教育課程の大学であるため，授業料については，主に通信学修（Ａ方式：リポート＋科目修得試験方式）での学修に対するものとなります。この方法は，履修登録を行った上で教材申請を行い，課題の提出と試験の受験で単位を修得する方法になります（学修方法の詳細は『学修要覧』で御確認願います）。入学後に履修登録，教科書の配本申請，リポート課題の提出及び科目修得試験の受験に関する権利を有しておりましたので，教育サービスを提供していると認識しております。

メディア授業については，授業料とは別に受講料の納入が必要な学修方法及び教育サービスであり，メディア授業を受講していないことを理由に教育サービスの提供を受けていないとのお申し出をいただいておりますが，認識が異なっております。

また，授業料については大学の在籍するための費用を含むものとなります。ポータルサイトでの各種の御案内や手続き等についても授業料納入者に対して行うものであり，授業実施のみが授業料に該当するものではないため，民法に基づく不当利得にあたらないものと思料いたします。

なお，本学では入学諸費用の返還については，入学許可日から起算して１４日以内に電話等によりお申し出いただいた場合に返還する旨を「令和６年度　入学要項」に記載しており，当該期限後は一切返還しないことを事前に御説明しております。

大変恐縮ではございますが，本学通信教育部としましては御要望に対応いたしかねますので，ご了承ください。

２　添付書類

令和６年度入学要項　　　　　　　　　　１部

以　　上